



かいけつサポート通信

認証紛争解決サービス

平成 29 年 6 月 20 日 発行
法務省大臣官房司法法制部審査監督課

1

ADR法の一部改正について (民法の一部改正に伴うもの)

本月 2 日に公布された「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）」（整備法）により、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号）」（ADR法）の一部が改正されることになりましたので、お知らせします（未施行※）。

なお、ADR法の改正部分は、以下の新旧対照表のとおりです（「時効の中断」が「時効の完成猶予」に改正される点が、主な改正点です）。

2

御注意ください！「事業報告書等」 御協力ください！「調査票」

3 月 31 日を事業年度末とされている事業者におかれては、6 月 30 日が事業報告書等の提出期限となりますので、御注意ください。

また、本年 4 月 25 日付け事務連絡で、調査票への回答及び提出をお願いしているところです。今回の調査票では、「解決事例の情報提供」をお願いしております。利用件数の増加を図るため、広報活動の参考資料とすることを目的としてお願いしていますので、是非とも、解決事例の情報提供に御協力ください。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（中略）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることに鑑み、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の完成猶予等に係る特例を定めて（以下略）</p> <p>(時効の完成猶予)</p> <p>第 25 条 認証紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があったものとみなす。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（中略）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めて（以下略）</p> <p>(時効の中断)</p> <p>第 25 条 認証紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があったものとみなす。</p> <p>2・3（同左）</p>

※整備法による ADR法の改正は、政令で定める日から施行することとされています。

施行日が具体的に判明し次第、改めてお知らせします。

【お問い合わせ先】

法務省大臣官房司法法制部

審査監督課 紛争解決業務認証係

☎ : 03-3580-4111 (代表) 内線 5923, 2378

E-Mail: adr-c@i.moj.go.jp